

第5章 個別的労使関係調整の概要

当労働委員会では、個別的労働関係紛争の解決の促進に関する法律制定の動きを受け、労働委員会の持つ労使紛争解決のノウハウや公労使三者構成の特徴を生かして個別的労使紛争の解決を図ることとし、全国に先駆けて、平成13年4月から個別的労使紛争解決サービスの提供を開始し、現在に至っている。

第1節 個別的労使関係調整事件の取扱状況（平成13年4月からの15年間）

1 申請状況

(1) 申請件数

個別的労使関係調整（注）事件の申請件数は、制度開始の平成13年4月から平成28年までの16年間で計73件あり、年平均にすると4.5件、最も申請件数が多かったのは、平成28年の10件であった。直近5年間の申請件数をみると、平成24年から平成26年までの3年間は0～3件と低迷していたが、平成27年は6件、平成28年は10件の申請があった（表1参照）。

全国の労働委員会の個別あつせんの申請件数は、平成21年をピークに減少に転じ、直近4年間をみると300件台で推移している。

（注） 「個別的労使関係調整」は、全国的には「個別的労使関係あつせん」と呼ぶことが多い。

表1 個別的労使関係調整事件の申請件数の推移

（単位：件）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
福島県	5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0	2	6	10	73
全国	—	157	286	320	288	319	339	445	534	423	400	335	325	358	350	—	4,879

※ 平成13年の数値について、福島県は制度を施行した4月からの集計となっており、全国集計は行われていない。

※ 全国の数値は、個別労働紛争に関する制度を実施している労委の申請件数を計上している（平成15年以降は44労委）。

※ 平成28年については、本県の申請件数のみを計上し、全国の数値は、未確定であることから計上していない。

参考までに、平成 27 年度までの 10 年間における個別的労働紛争処理制度に関する各機関（全国の労働委員会あっせん、労働局あっせん、労働審判）の申請件数状況は、以下のとおりである（表 2 参照）。いずれの制度においても平成 20、21 年度に申請件数が急増した原因としては、リーマンショックによる経済雇用情勢の悪化が考えられる。

表 2 各機関における個別労働関係紛争処理制度の運用状況の推移

(単位：件)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
労働委員会あっせん	300	375	481	503	397	393	338	376	319	343
労働局あっせん	6,824	7,146	8,457	7,821	6,390	6,510	6,047	5,712	5,010	4,775
労働審判	1,163	1,563	2,417	3,531	3,313	3,721	3,660	3,627	3,496	3,679

※ 出典：中央労働委員会集計資料「各機関における個別労働紛争処理制度の運用状況」

※ 労働委員会あっせんの件数は全国の数値を年度で集計したものである。

(2) 申請者別件数

個別調整事件を申請者別にみると、制度開始の平成 13 年から平成 27 年までの 15 年間で申請のあった 63 件は全て労働者からの申請であり、使用者からの申請や労使双方からの申請はなかった。

表 3 個別的労使関係調整事件の労使別件数の推移

(単位：件)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
個別調整の申請件数	5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0	2	6
労働者	5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0	2	6
使用者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 産業別件数

個別調整事件を産業別にみると、サービス業が21件(33%)と最も多く、次いで医療・福祉9件(14%)、製造業7件(11%)、卸売・小売業6件(10%)、建設業5件(8%)、飲食店・宿泊業4件(6%)と続いている(表4参照)。

表4 個別的労使関係調整事件の産業別件数の推移

(単位：件)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
農 業			1													1
鉱 業									1							1
建 設 業			4						1							5
製 造 業	1				1		1	1		1		2				7
情報通信業			1				1									2
運 輸 業	1						1									2
卸売・小売業				2			1	2			1					6
不 動 産 業			1													1
飲食店・宿泊業				2				1		1						4
医療・福祉	2			1	1	2	1							1	1	9
教育・学習支援業	1															1
複合サービス業									1	1						2
サービス業				3		4		2	4	1	1	1			5	21
公 務														1		1
計	5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0	2	6	63

(4) 調整事項別件数

個別調整事件を調整事項別にみると、「解雇」が31件(35%)で最も多く、次いで、「賃金未払い」が16件(18%)、「懲戒処分」、「退職一時金」、「その他」が各6件(各7%)と続いている。パワハラやいじめ等の「人間関係」も5件(6%)と平成20年以降散見される(表5参照)。

表5 個別的労使関係調整事件の調整事項別件数の推移

(単位：件)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
解雇	1		6	3	1	4	1	3	7	1	1	1			2	31
配置転換等										1				1	1	3
懲戒処分							1	1				2		1	1	6
退職	1															1
その他の経営人事	1		1								1			1		4
賃金未払い	2		2	3		1	1	1	2	2	1				1	16
賃金減額	1															1
一時金											1					1
退職一時金				2	1		1								2	6
解雇手当	1		2			1										4
諸手当											1					1
その他賃金							1								1	2
労働条件等							1	1								2
人間関係								1		1				1	2	5
その他	1							1		1	1	2				6
計	8	—	11	8	2	6	6	8	9	6	6	5	—	4	10	89

※ 複数の内容を含む調整もあるため、合計は申請件数に一致しない。

2 終結状況

(1) 終結区分別件数及び解決状況

個別調整事件を終結区分別にみると、平成 27 年までに申請のあった事件 63 件のうち、解決が 33 件 (52%)、打切りが 15 件 (24%)、取下げが 5 件 (8%)、不開始が 10 件 (16%) であった。

また、取下げ・不開始を除く終結事件 48 件に対する解決率は、69%であった(表 6 参照)。

個別調整事件の申請があった際に、被申請者側がこれに応じるか否かは任意であり、被申請者が応諾した場合に調整を実施することとなる。被申請者が調整に応じない場合は、不開始として取り扱うこととなり、応諾した場合でも調整において解決に至らなかった場合は打切りとなる。当労働委員会では、事件を解決に導くため、個別調整に応じるよう、被申請者に対し粘り強く説得を行っている。

表 6 個別的労使関係調整事件の終結区分別件数

(単位：件)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
解決	2		2	5	2	4	4	3	3	3	1				4	33
取下げ				2		1		1			1					5
打切り				1		1	1	2	4	1		3		1	1	15
不開始	3		5											1	1	10
計	5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0	2	6	63
解決率(%)	100	—	100	83	100	80	80	60	43	75	100	0	—	0	80	69

※ 解決率は、取下げ・不開始を除く終結件数に対する解決件数の比率である。

参考までに、平成 27 年度までの 10 年間における個別的労働紛争処理制度に関する各機関（全国の労働委員会あつせん、労働局あつせん、及び労働審判）の解決率は、以下のとおりである（表 7 参照）。

平均値を見ると、労働局あつせんに比べ、労働委員会あつせんはより高い解決率となっている。本県における個別調整事件全体の解決率は 69%となっており、全国平均を大きく上回っている（表 6 参照）。

表 7 各機関における個別労働関係紛争処理制度の解決率の推移

(単位：%)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
労働委員会あつせん	65.0	64.4	61.0	62.7	64.9	57.8	55.0	54.9	51.4	46.2
労働局あつせん	43.0	41.5	36.1	37.4	39.2	40.6	39.9	41.3	39.7	41.2
労働審判	79.4	77.1	78.6	78.9	79.9	79.4	81.0	79.4	78.0	81.4

※ 出典：中央労働委員会集計資料「各機関における個別労働紛争処理制度の運用状況」

※ 労働委員会あつせんは、取下げ・不開始を除く終結件数に対する解決件数の比率

※ 労働局あつせんは、取下げ・その他を除く終結件数に対する合意成立件数の比率

※ 労働審判は、終了・取下げ・却下等を除く既済件数に対する調停成立件数の比率

(2) 処理日数

個別調整事件を処理日数別にみると、取下げ・不開始を除く 48 件の平均処理日数は、25.6 日であった（表 8 参照）。概ね 1 か月以内に終結されるケースが多く、迅速な処理が図られていることが分かる。

表 8 個別的労使関係調整事件の処理日数別件数の推移

(単位：件)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
10 日以内	2					2	3	2	1							10
11～20 日			1	1	1	3	2	1	3	2						14
21～30 日			1	2	1			1	1	2						8
31～40 日				1				1	2			2		1	1	8
41～60 日				2								1			4	7
61～100 日											1					1
101 日以上																0
平均日数(日)	2.0	—	19.0	34.2	23.0	11.8	11.4	24.2	23.0	19.5	71.0	35.7	—	36.0	49.0	25.6

※ 取下げ、不開始を除く。

※ 処理日数は、受付日から終結日までの日数である。